

# 令和5年度東大阪市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅 指導・研修会における周知事項について

## 1 住宅の入居者に対するサービスに関する留意事項

●サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等における適正なサービス提供を確保するため、介護保険サービスが入居者について自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮しながら、積極的にケアプラン点検・検証を行います。

●介護保険の居宅サービスは居住地で提供されるサービスに限りますので、住宅の体験入所や短期間入居は介護保険適用外となります。また、その期間について訪問診療等の在宅医療は原則として医療保険対象となりません。

●住宅の入居者に対する介護保険外サービスについては、介護保険の訪問介護等の保険給付対象となるサービスと明確に区分しなければなりません。双方のサービスの内容について予め設定し、適切に運用する必要があります。サービスの区分を明確にせず、支給限度額を調整して保険給付を請求することはできません。

また、介護保険の指定事業者が法定代理受領サービスに該当しない介護保険外サービスを提供した際は、利用者間の公平性の確保及び利用者の保護の観点から、そのサービスの提供について介護保険対象のサービス内容と差異がない場合は、その利用料と介護保険対象の利用料との間に、不合理な差額を設けてはなりません。なお、介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスに限り、別の料金設定をすることが可能ですが、その場合はサービスの内容や利用料等について定める等、適切に運用する必要があります。

(参考)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第2章 訪問介護 3 運営に関する基準

利用料等の受領 第20条第2項

指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

第3 介護サービス 一 訪問介護 (10) 利用料等の受領 ②

同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、

法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- イ) 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ロ) 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ) 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

## 2 住所地特例対象施設としての留意事項

### ●住所地特例施設

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護医療院
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス等）
- ・有料老人ホーム（介護付・住宅型含む）
- ・サービス付高齢者向け住宅

●住所地特例対象施設においては、介護保険の被保険者であって住所地特例対象者である場合、入所（入居）・退所（退居）について、各種連絡票を該当市町村へ送付することとなっております。連絡票の提出がない場合、被保険者の把握ができず、介護保険料の賦課・収納だけでなく介護給付等にも影響を及ぼしますので、連絡票の提出（提出先：介護保険料課）など適正な事務処理をお願いいたします。

東大阪市福祉部高齢介護室給付管理課

TEL 06-4309-3186